

自治会会則

ぽぷら自治会

ぽぷら自治会会則

平成 3年3月 1日
平成 6年4月 3日 一部改訂(第1章第3条)
平成16年3月28日 一部改訂(第6章第14条の2)
平成17年3月27日 一部改訂(第2章第5条)
平成18年3月*日 一部改訂(第2章第5条)
平成19年4月 1日 一部改訂(第2章第5条)
平成20年4月 6日 一部改訂(第2章第5条)
平成21年4月 5日 一部改訂(第2章)
平成21年4月 5日 一部改訂(第2章第5条)
平成21年4月 5日 一部改訂(第2章第6条)
平成21年4月 5日 一部改訂(第4章第12条)
平成21年4月 5日 一部改訂(別表1)
平成21年4月 5日 一部改訂(別表2)
平成24年4月 8日 一部改訂(第2章第5条の①)
平成30年4月 1日 一部改訂(第2章第6条1の②)
令和 3年4月 4日 一部改訂(第7章第19条)
令和 3年4月 4日 一部改訂(雑則 第1条)

第1章 総 則

第1条 本会は「ぽぷら自治会」と称す。

第2条 本会は、会員相互の親睦を図ると共に、健全で明るい街づくりを目指し、地域社会の発展に寄与する事を目的とする。

第3条 本会は、サンシティ桂坂に居住する住民及びサンシティ桂坂に店舗を有する者を以て構成し、その世帯の入会を以て会員とする。また、転居を以て退会とする。

第4条 本会は次の機関を置く。

1 総 会 2 委員会 3 四役会

第2章 委員および会計監査

第5条 委員の選出は「別紙」の班分け表による各班から選出された代表で構成する。

① 各班の委員選出方法は、一年毎の輪番制とする。

但し、四役会で事情が考慮され承認された場合はこの限りではない。

② 未加入の世帯が新規に入会された場合も、当番順位に従う。

第6条 委員の構成は〈別表・委員の構成〉に定める。

1. ① 四役、専門委員は委員の互選により決定する。
 - ② 会長、副会長は番館を問わず3名選出する。
 - ③ 会長は自治会を代表し、四役会、委員会、総会の召集及び自治会業務を統轄する。
 - ④ 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその業務を代行する。
 - ⑤ 総務広報委員は、業務運営の円滑化に努力し、議事録及び議案書を作成する。
 - ⑥ 会計委員は、四役会、委員会、総会において要請があれば随時会計報告を行う。また、年度収支決算及び新年度予算編成作業を行う。
 - ⑦ 各専門委員においては委員長を選出し、四役との連絡を密にして、その業務が円滑に遂行できるよう指示する。
2. 会計監査は、前年度会計委員から選任し、年度会計の監査を3月末をもって行う。

第7条 委員の任期は1年とする。

- ① 委員に欠員が生じた時は、その該当する班より補充し、原則としてその任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 会員資格を消失した時は、辞任する。

- ① 疾病等止むを得ない理由により任務を遂行しがたい旨、本人が申し出、委員会の承認を得た時は辞任できる。

第9条 会長の選出の特例。

- ① 会長は、委員以外の会員の中から選出することができる。
- ② 会長の任期は一年とする。ただし、3年を限度に再任を妨げない。

第3章 総 会

第10条 総会は自治会の最高議決機関であり、全会員で構成する。

- ① 定期総会は毎年1回4月に開催するものとし、その召集は自治会長が行う。
- ② 自治会長が必要と判断した時は、臨時総会を開催する。
- ③ 重要事項の審議・決定のため、会員の4分の1以上の要請がある時は、会長は臨時総会を開催しなければならない。
- ④ 総会は、会員の2分の1(委任状を含め)以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数を以て可決される。

第11条 議決承認を必要とする事項は次のとおりとする。

- (1) 会則の改廃
- (2) 委員の任命及び解任
- (3) 年度収支決算及び新年度予算

- (4) 事業報告及び事業計画
- (5) その他本会の運営に関する重要事項

第4章 委員会

- 第12条 四役会の立案事項を審議・実施するため、あるいは、総会で議決した事項を円滑に進めるため、自治会委員で委員会を構成する。
- ① 委員会の召集は必要に応じて自治会長が行う。
 - ② 委員会は、委員の4分の3以上(委任状を含め)の出席で成立し、議決は合議制とする。「別紙」の内容については、委員会の議決により変更を可能とする。

第5章 四役会

- 第13条 会長、副会長、総務広報委員、会計委員を以て四役会を構成する。
- ① 四役会は、自治会運営のため基本計画の立案を行う。
 - ② 四役会の召集は、必要に応じて会長が行う。

第6章 会費

- 第14条 自治会の運営に必要な会費を世帯あたり徴収する。
- ① 自治会費は、一世帯あたり月額400円とする。
 - ② 会費は12ヶ月単位で先払いとし、5月7日に会員各位の近畿労働金庫京都支店口座より自動引き落としとする。
 - ③ 新しく入会する会員の会費は、入会日の月より月割りで徴収する。
 - ④ 退会の場合、徴収した会費は退会日の翌月より月割りで返金する。

- 第15条 一会計年度を4月1日より翌年3月31日までとする。

- 第16条 会計委員は、四役会、委員会の要請があれば随時報告を行い、当該年度の会計収支を決算し、その会計年度末に監査委員の監査を受ける。
- ① 会計監査終了後、4月の定期総会において承認を得るものとする。

第7章 その他

- 第17条 本自治会には、次の帳簿等を備え付ける。
- ① 自治会会則
 - ② 委員名簿及び自治会会員名簿
 - ③ 班別委員当番順位表
 - ④ 会計簿
 - ⑤ 議事録
 - ⑥ 年度収支決算書及び年度予算書
 - ⑦ 事業計画書及び事業報告書
 - ⑧ その他必要書類

(弔慰規定)

第18条 会員家族(同居者)がご逝去された場合、供花(5,000円相当)と弔慰金5,000円を供える。

(他の団体との関係)

- 第19条 ① サンシティ桂坂団地管理組合
サンシティ桂坂の環境改善等必要な事項について、本会はサンシティ桂坂団地管理組合と協議する。
- ② サンシティ桂坂自主災害対策会(サ災対)
非常災害時においては、本会はサ災対と協力して、その活動を補完する。

第20条 桂坂学区自治連合会

- ① 本会は桂坂自治連合会に加盟する。
- ② 桂坂学区自治連合会への会費納入は、第14条で規定した本会の会費から支出する。

雑則

(交通費支給規定)

第1条 自治会活動で発生した交通費等は、場合によりその実費を支給することができる。

付 則

本自治会会則は、令和3年4月4日より施行する。

「別紙」 班分け表・専門委員構成表

棟名	班名	階	班数
壹番館	1班	1階・2階・店舗	4班
	2班	3階	
	3班	4階・6階	
	4班	5階	
貳番館	1班	1階・4階	3班
	2班	2階・3階	
	3班	5階・6階	
参番館A	1班	1階・6階	4班
	2班	2階	
	3班	3階	
	4班	4階・5階	
参番館B	1班	2階・3階	3班
	2班	4階・5階	
	3班	6階・7階	
合計班数			14班

<別表・委員の構成>

役職	役職	備考
四役会	会長(自治会連合会/市政協力委員兼務)	1名
	副会長(自治会連合会/交通・防犯兼務)	2名
	同(社会福祉協議会/保健衛生兼務)	
	総務広報(総務長)(実務全般担当)	3名
	同(広報担当)(実務)	
	同(広報担当)(実務)	
	会計(次年度監査)	1名
専門委員	体育振興	4名
	少年補導	3名
	交通安全・防犯推進(副会長兼務)	
	保健衛生(副会長兼務)	
合計人数		14名